

氏名 たか はし きよ のり  
高 橋 清 徳  
学位(専攻分野) 博 士 (法 学)  
学位記番号 論 法 博 第 156 号  
学位授与の日付 平 成 17 年 3 月 23 日  
学位授与の要件 学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当  
学位論文題目 国 家 と 身 分 制 議 会  
——フランス国制史研究——

論文調査委員 (主 査)  
教 授 林 信 夫 教 授 大 石 眞 教 授 小 野 紀 明

### 論 文 内 容 の 要 旨

本書の課題は、絶対王政成立過程における身分制議会の位置づけを問うことである。その際、吟味の対象として念頭に置かれているのは、従来ドイツ史学の影響が優越していたわが国において支配的であった「身分制国家論」である。すなわち、身分制議会は王権を制約する存在であるとし、国家の構造としては、王権と諸身分権力との並立をみる二元論的国家論である。

第Ⅰ部においては、まず、ドイツ史学界の「身分制国家論」の概要、すなわち、13、14世紀ころからヨーロッパ諸地域に君侯権力による領国支配が形成されていく過程において領国内部の局地的支配者が「特権」を付与されて政治的に組織された「身分」として顕在化し、君侯が主宰する身分制議会に召集されて租税同意や立法への関与を通じて領国支配権を制限する存在であったとする見方が示された上で、この考えがフランスに妥当するのか、むしろ妥当しにくいのではないかとの見通しが立てられる。その上で、著者は、史学史的検討を加えつつ理論的考察へとすすみ、このような「身分制国家論」の背後に、「議会主義」的潮流と「社団主義」的潮流という政治思想が存在していることを明らかにする。すなわち、もともと「身分制国家」概念を有しないフランスにおいて、制度史的研究に重点を置く前者は、フランス革命前夜・革命期、王政復古期、二月革命期、第二帝政と客観的状况が変化する中で国家に対する問題関心を「議会主義」的観点から制度・行政史へと変え、同時に方法論的にも政治的立場の正当化の理論から、素朴実証主義へ、そして素朴実証主義批判からアナル学派の立場へと転換してゆく。他方、様々な身分団体の特殊な編成による国家を想定し、封建国家から身分制国家、そして絶対主義国家へと国家が発展すると考える後者＝「社団主義」は、20世紀30、40年代の政治潮流を背景として、歴史学においてはE. ルースにその一つの理論的完成形態をみることができると、そしてその問題関心の射程は現代の「ネオ・コーポラティズム」にも及んでいることを指摘する。換言すると、これらの背後には、19、20世紀ドイツおよびフランスの現実政治の中での一定の立場からする歴史認識が潜んでいた、とする。最後に、以上の身分制議会研究に比較史の方法と視点の導入を提唱し、実践したM. ブロックを補論的に取り上げ、著者自身の研究視角の補強を図っている。

第Ⅱ部及び第Ⅲ部は、それぞれ地方三部会及び塩税制度と身分制議会との関係について詳細な実証的検討に向けられる。まず、第Ⅱ部では、会議体の形だけをみる単純な制度史的系譜論にとどまっていた段階を経て、A. トマらの高度な実証を踏まえた制度史研究によって国王の財政要求が地方三部会を生み出す基本的要因であることを明らかにした先行研究を前提とした上で、問題は、この財政要求がどのような歴史的な性格を帯びているのかである、とする。この点について、主要な諸研究が会議体の制度的構造に関心を限定しがちであることから、著者は、一方で身分制議会を国家の全体構造の中に位置づけようとする「社団主義」の姿勢に学び、他方でわが国の研究の到達点である封建国家論と領主制論を踏まえて、封建国家から絶対王政国家への転換に際して国家財政が最も重要な問題として浮かび上がることを指摘し、その確立のために地域的統一、課税主権の確立、徴税制度の確立、臨時税の恒常性の確立を目指して展開されるシャルル七世の財政政策の要の位置に地方三部会が登場するという理論的見通しを設定する。その上で、これらの問題が明瞭に表れる地域として中部フランスのオーヴェルニュ地方を検討の対象として選択する。その実証的検討によれば、中央の王権と三部会を媒介する制度として

コミセール制に着目することにより、王がコミセールに与えた職務委任状から王は地方三部会と対等の立場で税を交渉するというのではなく、王が優位の関係にあった状況が明らかである。さらに、三部会の構成員、その選出方法及び三部会の審議単位・代表の性格についての検討は、地方三部会がその身分制的構造を保ちつつも、厳格な意味における身分ごとの審議が存在しないこと、代表といわれながら聖職者や貴族は個人の資格で召集されていたことを明らかにする。次いで、三部会の重要権限とされる租税をめぐる活動が取り上げられ、まず国王本税に対する三部会の同意権は減額請求や直接税への転換などの例外はあるものの、ほぼ国王の要求通り同意を与える形で行使されていること、また、地方予算が国王本税の付加税の形で存在したことにより地方三部会は国王本税の実現に方向付けられていたことが明らかにされ、この点で三部会は王権を掣肘する存在ではないことを確認している。また、同意した国王本税については、地方三部会は徴収機能をも有しており、したがって王の徴税機構の一端を担っていたこと、基本的役割を終えた地方三部会に対して王権はその形骸化・消滅政策をもつてのぞんだことも同時に明らかにされる。

かくして、直轄領以外の、直接支配が十分に浸透していない地域において、王権は、地方三部会を機能させてその地域からも徴税を可能とすることにより、封建国家から絶対王政への移行期において王権の財政政策をめぐる四つの基本的課題、すなわち地域の統一、課税主権確立、財務官僚制、臨時税恒常化という課題を解決したことが、明らかである。また、地方三部会は王権に対立する存在ではなく、むしろ国家権力構造移行の過渡期に最も適合的な制度であったという位置づけが与えられ、こうしてほぼ15世紀後半に絶対王政成立の始動がみられるにいたる、とする。

この絶対王政期に最大の税収をもたらす塩税の制度について検討するのが、第 III 部である。まず、封建法上、税が国王自ら封建領主としての資格に基づいて徴収する自己の直轄領からの通常税と最高の封主として臣下の「助言と助力」の義務に訴えて臨時に徴収し得る臨時税とからなっており、塩は主として戦時に行われる国王の臨時課税の対象であったところ、14世紀後半ころから、王権はコミセール派遣を通じて塩への監視を強めていく。その理由として持ち出されたのは、従来の「王国の防衛」ではなく、買占めや価格吊り上げに関わる「一般人民の利益擁護」であった。この変化の中で本制度が全国規模で成立するのは14世紀末から15世紀前半であるとし、南フランスのラングドック地方を素材に詳細な実証研究を通じて、著者は、王が塩田を領主制的に所有した段階から全国にわたる塩税制度をこの地方に導入していくプロセスとその成立・確立に地方三部会の媒介があったこと、すなわち三部会側は国王の政策遂行に何ら有効な対案を提示できず、国王権力の制限機能を果たしていないこと、塩税が16世紀後半には統一的な徴税請負の対象となったことを、具体的に論証している。

最後に、以上で得られた知見や方法を前提に著者は数多くの書評などを公にしているが、それらを第 IV 部として付し、本書において採用された方法、結論の妥当性を補強している。

## 論文審査の結果の要旨

本論文は、フランス絶対王政の成立過程における身分制議会の位置づけを問うことを直接の課題とする。この検討は、とりわけ日本においては、主としてドイツ史学の影響から、封建国家と絶対王政国家との間に身分制議会をその制度的指標とする「身分制国家」を置く見解が支配的であるがゆえに、重要な意味を有する。

従来、身分制あるいは身分制議会の担い手である諸身分が王権から独立した自生的権力であり、それゆえに王権と並んで権力を担うと同時にしばしば王権を制限する存在であることを理由に、「身分制国家」は王権と諸身分によって構成される二元的構造を持つとされてきた。これに対して、フランス史学では、身分制議会の存在は十分に認識されてはいるものの、「身分制国家」論は主張されてこなかった。この違いは、諸身分が自立的・独立的であるか否か、身分制議会が王権制限的な存在であったか否かの問題に収斂する。この問題は、まず実証の問題として設定されるが、他面で実証の前提となる歴史認識の枠組みの問題とも関連することを考え、著者は、身分制議会に関する詳細な実証的検討と、その前提作業としての理論史的検討とをバランス良く展開する。

著者は、まず、実証的検討が単なる事実の発見やその羅列ではなく、歴史認識の枠組みといかに密接に関連して行われてきたのかという理論史的問題を、身分制議会史研究の二大潮流である議会主義（パルルマンタリズム）と社団主義（コルポラティズム）とに即して詳細に検討する。議会主義は、革命後の政治情勢の変化の中で、歴史認識として、「ブルジョア自由主義」の政治的立場の主張と不可分の態度をとり、方法論としては、第二帝政期の王権による国家の統一とそれを実質的

に担う国王の行政への関心の高まりをうけて、制度行政史に焦点をあわせた実証主義の立場に立って議会在王権の諸制度の中に位置づける観点を一貫して維持していたが、その背後に、実は、フランス革命は個人を拘束する一切の団体を解体したと捉え、その帰結として議会制度を指定する思想が存在することを明らかにする。他方、社団主義は、絶対主義下の自由主義が王権を制約する役割を等族に期待したこと、したがって、諸身分の存在根拠を王権とは切り離して自立的・独立的存在とし、それが権力を分有するゆえに王権制約的であったと考え、その結果、それは1930、40年代のヨーロッパにおける状況を背景として、個人を包摂する中間団体に力点をおく諸思想・諸理論とも共鳴しつつ、一定の影響力をもったことをも、具体的に論証している。

このような理論史的検討は、国家と身分制議会というテーマがもつ歴史性を確認する試みであり、ひいては著者自身の理論的営為の定位の試みでもある。かくして著者は、社団主義が自律的個人を基礎とする議会制に疑問を呈する現代のネオ・コーポラティズムにも通底する観点を有すると喝破し、現在、議会主義の背後にあった古典的個人主義の問題性がますます深刻化の傾向をたどっている中、個人、二次集団、国家の各相互間関係をどのように捉え直していくかが課題ではないのかと示唆し、すぐれて現代的な問題への視座をも持ち合わせていることをうかがわせる。

次に、本論文における実証的検討は、その手続きの妥当性、緻密さ、その対象の選択、分量、そして結論との整合性など、いずれをとっても高い評価が与えられるべきである。すなわち著者は、絶対王政成立過程を、官僚制・常備軍・司法制度・国家財政を備えた集権的国家として形成されて行く過程と捉え、このうち財政が他の国家機関を支えるという意味で前提的重要性をもったとする先行研究を踏まえた上で、全国三部会は王国が直面したその時々の政治課題をとりあげる不定期の政治集会的性格を有し、ついに安定した制度にはならなかったのに対し、地方三部会は直接的に財政に関与していたとする基本的構図を確認し、国王租税の同意・徴税に関して、地方三部会が王権制限的なあり方を示したのか否かを具体的に検証する。

実証作業は、この点に焦点を絞って中部フランス・オーヴェルニュ及び南フランス・ラングドックの各地方三部会を対象として行われ、王権は地方に委任官僚コミセールを派遣して地方三部会を開催するが、王権の強いイニシアティブの下でそれが開催されていたこと、王の課税（国王本税）要求は地方三部会においてほとんどの場合要求通り同意されており、地方三部会が王権制約的なあり方を示さないこと、地方三部会が扱う税で国王本税の付加税の形で徴収を許されていた地方経費は、付加税徴収のために国王本税を実現する必要から、地方三部会に集まる地方指導層は王権の課税要求に積極的に同意すべく動機づけられていたこと、さらに召集される地方指導層は、身分制を基礎としながらも、特に聖職者や貴族は個人の資格で召集され、厳密な意味での身分ごとの審議が存在しないこと等々を明らかにする。こうして著者は、身分制議会在王権制約的な制度というよりも、むしろ王権による集権体制創設期に適合的な制度として機能したことを、実証的手法により十分な説得力をもって示している。この点においてすでに本論文は高く評価されるべきものであるが、その結果として、従来の「身分制国家」論がヨーロッパあらゆる地域に妥当するものではないことを明証している点においても、高い評価が与えられるべきであろう。

もちろん、実証研究におけるコミセール職務委任状のさらなる検討や、三部会以外の中間団体の位置づけやその検討など、より立ち入った検証を必要とする点がないわけではない。しかし、このことは、理論的検討を前提とした詳細で緻密な実証的検討を通して行われた本論文の価値をいささかも損なうものではなく、著者の論証と結論は、全体として極めて説得力に富んでいる。のみならず、フランス法制史からのドイツ法制史に対する鋭い疑問の提示さえも含んでいる点において、本論文は西洋法制史研究の発展に大きく寄与するものと言うことができよう。

以上の理由により、本論文は、博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものと認められる。なお、平成17年1月28日に調査委員三名が論文内容と関連学術に関する試問を行った結果、合格と認めた。